

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

由布市長 相馬 尊重

市町村名 (市町村コード)	大分県由布市 (442135)	
地域名 (地域内農業集落名)	栢の木 (栢の木)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月20日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地域内で主に栽培している作物は食用米、飼料用稲(WCS)である。現在取組を行っているものは鳥獣被害防止対策、スマート農業、飼料用作物の栽培である。地域が抱える課題として農業者の高齢化、農業にかかる経費の増加、農家収入の低下、新規の担い手不足、遊休農地の増加、機械等の共同利用が進まないことが挙げられる。これらの課題の原因や理由として主に挙げられるのは耕畜連携時(WCS⇄牛生産農家)の経費(飼料代、機械導入、維持管理費等)の高騰で経営状況が悪化しつつあること、農用地の畦畔草刈等による管理が新規の担い手不足により増えつつあることである。

主な作物: 食用米、飼料用稲(WCS)

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域の中心となる経営体に積極的に集積すること、圃場の大型化、生産効率性の高い農業機械を導入、担い手確保のため地域で新規就農希望者との交流を図ることを目指す。また地域の所得向上に向け作物のブランド化、団地の造成に加え、付加価値のある米作り等に取り組みたい。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	23.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	23.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
・担い手を中心に耕作放棄地の解消に努め、離農者が出た場合は担い手へ集積をする。また、農用地の集積、集団化を進めるため、圃場を大型化し、生産効率性の高い農業機械を導入し、担い手の不足と収入安定を目指す。 ・集落営農組合を中心に集約化することを目指す。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
(3) 基盤整備事業への取組方針
今はなし。自然災害地を含め、今後の検討課題である。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
・ゆふ農林業サポート人材バンクとも連携して確保・育成を進める。 ・助成金の大幅な増額によって既存農業者への安心感を与える。高齢化によって、遊休地になる農用地を整備し企業等を含めた農業をしたい人たちを集める。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現在は活用の予定なし。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

①既存の柵等設備のメンテナンスを行っていく。
 ③水稻、飼料稲へのドローンによる農薬散布を行っている。
 ⑨飼料用作物。